平成２２年（フ）第１０４３号
千葉県船橋市大穴南１丁目８番１―216号
債務者　大嶋　照庸
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１４号
千葉県船橋市三山８丁目11番１棟305号
債務者　新川　紹二
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９号
福井県敦賀市沓見128号８番地の15
債務者　濱野　好美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２２２４号
名古屋市天白区山根町232番地　山根台第１住宅Ａ棟31号
債務者　大曲工業こと　大曲　健一
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２２５号
名古屋市天白区山根町232番地　山根台第１住宅Ａ棟31号
債務者　大曲　早苗
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４０１号
名古屋市中川区前田西町２丁目305番地　エスペランサ西前田302号
債務者　安井　早苗
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４３号
沖縄県豊見城市字嘉数656番地１ハイム赤嶺201号
債務者　ブラウン愛沙（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３５６号
沖縄県島尻郡南風原町字新川204番地の３ふぁみーゆ中村301
債務者　上村　律子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１６３号
北海道苫小牧市汐見町２丁目８番６号
債務者　竹森健太郎
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１８３号
北海道苫小牧市有珠の沢町４丁目３番21号
債務者　野田頭秀男
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１８４号
北海道苫小牧市有珠の沢町４丁目３番21号
債務者　野田頭美惠子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１８８号
北海道苫小牧市春日町１丁目４番８－１号
債務者　野口　愛子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１９８号
北海道苫小牧市春日町３丁目７番４号
債務者　駒津美智子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２１４号
北海道苫小牧市三光町１丁目４番13―501号
債務者　近藤　一夫
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２１５号
北海道苫小牧市三光町１丁目４番13―501号
債務者　近藤とみゑ
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２１６号
北海道苫小牧市拓勇東町７丁目５番地の23ラズベリーフィールズ102
債務者　福地　勝之
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２２０号
北海道苫小牧市明野新町５丁目７番18号
債務者　北舘　宣子（旧姓八房）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第９７８号
宮城県塩竈市旭町６番15―605号　ダイアパレス・ベイシティ旭町
債務者　森本　茂利
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係